

KOCHI 2018 ROTARY 2019 CLUB SINCE 1937



週報



Weekly report 第3381回 2019年2月12日 2019年2月19日発行

● 会長挨拶

皆さん、こんにちは。会長の仕事も半分を過ぎました。私は会長になるまで、ロータリーで忙しいのは会長と幹事だと思ってましたが、裏方でいろいろと助けてくださる方が大勢お出でることがだんだん分かってきました。

先日、国際奉仕委員長の中村会員に、「平成30年度高知地域留学生交流推進会議総会」に出席していただきました。そこでの話を皆さんと共有したいと思いますので、中村さんよろしくお願ひします。



■本日のプログラム [2月19日]

ゲストスピーチ
高知大学客員教授
黒笹 慈幾氏
「人生の節目に歩き遍路を」

会 長	横 田 英 毅
副 会 長	大 久 保 千 堯
幹 事	中 島 和 代
副 幹 事	中 澤 陽 一
会報責任者	武 樋 泰 臣

● **ロータリーソング** 「我らの生業」

● **今週のピアノ曲** 「愛のよろこび」 ピアノ演奏：宮地公美子会員

● **来訪ロータリアン**

半田RC 小栗 宏次氏



● **半田RC・小栗 宏次様とバナーの交換を行いました**

愛知県の半田市からまいりました、小栗と申します。歴史ある高知RCに一度は来てみたいと思っていました。私、大学で車の自動運転の研究をしていて、人工知能学者です。今日、午後から高知工科大学で研究の打ち合わせがあります。実は高知には毎年1回来ているのですが、なかなか曜日が合わず、ようやく今日、来させていただきます。

高知と言えば坂本龍馬ですが、私の先祖は同じ幕末の小栗上野介ですので、少しご縁があるかなと思っています。今日は楽しみたいと思います。どうかよろしく願っています。



● **国際奉仕委員長・中村裕司会員より**

2月6日、高知大学において「平成30年度高知地域留学生交流推進会議総会」が行われました。ロータリークラブもこの団体に所属しており、毎年代表として高知クラブに案内が届きますが、しばらく参加していなかったようです。今回、会長に相談すると、この会議は当クラブの櫻井学長が議長を務める会議ですので、「一度、勉強のために行っていこう」ということで参加しました。

ここでいう留学生は、主に大学生を指すように思います。各学校、団体が留学生の支援を、それぞれの考えで行っているものをみんなでまとまって意見交換をして、アイデアを出しながら、より留学生同士、あるいは地域との交流を深めようということが、この会の目的です。

国は、留学生目標30万人を目指しており、順調に推移し、来年ぐらいには達成できそうだというのですが、残念ながら高知県は現在212名。全国で下から2番目です。もっとみんなで協力して増やしていかなければいけないと思いました。ただ、私は話を伺って、ロータリーが行っている米山の留学制度などは素晴らしい内容で、ほんとに役に立っている制度を実践しているのではないかと感じました。代表の留学生たちと意見交換を行いました。ベトナムからの留学生は、今度、米山の奨学生になると話していました。

私は留学生というとなぜか米山のことが頭に浮かび、日本で勉強したことを母国に持ち帰り、母国でお役に立てるのかなという思い込みがありましたが、留学生たちは、日本に興味を持ち、高知に興味を持ち、高知に進学されたわけです。そして、高知に大変満足しています。私たちは、この国際化された時代において、この優秀な留学生たちを高知県の産業に導いていく。高知にもりっぱな会社があることを情報発信して、理解してもらい、有能な外国人の人材にも頑張ってもらおう。これも一つの方法ではないかと感じました。

私自身、この会に参加して大変勉強になりましたし、今後も関わっていけたらと思いました。





● ゲストスピーチ

『軽減税率制度 インボイス制度』について

高知税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 井上 順次 氏

(以下原稿掲載)

時間の都合で説明できなかった項目について、追加記載しております。



よくわかる消費税軽減税率制度

1. 軽減税率制度 概要

軽減税率制度の実施時期は、消費税率の引上げと同時の平成31年(2019年)10月1日である。

税率は標準税率が10%、軽減税率は8%で、8%の内訳は、消費税6.24%、地方消費税1.76%で、これは現在の税率の8%の内訳が消費税6.3%地方消費税1.7%のため、税率は同じ8%でも内訳が異なる。

このため、特に税率引上げ移行直後等の経理処理においては、現行の税率分と軽減税率分を区分しておく必要がある。

2. 軽減税率の対象品目

軽減税率の対象品目は「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)」である。

軽減税率の対象となる新聞とは、定期購読契約に基づき購読される新聞で、週2回以上発行されるものであり、自宅などに配達される新聞等が軽減税率の対象となる。

コンビニ等で購入する新聞は、毎日発行されている新聞でも定期購読でないため、軽減税率の対象にならない。

「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品(一体資産を含む)、すなわち人の飲用又は食用に供されるものをいい、「飲食料品」の中でも軽減税率の対象に「該当するもの」、「該当しないもの」に区分される。

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時に判定するため、販売者が人の飲用又は食用に供されるものとして販売した場合には、購入した顧客が、それ以外の目的で購入した場合やそれ以外の目的で使用したとしても、その取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となる。

標準税率10%の対象となる「飲食料品」は、「酒類」、「外食」や「ケータリング等」は、軽減税率の対象ではなく、標準税率10%の対象となる。

ケータリング等には例外があり、「有料老人ホーム等が

行う飲食料品の提供」などは、一定の要件のもと軽減税率の対象となる。

「テイクアウト・宅配等」については、単なる飲食料品の譲渡に該当するので軽減税率の対象となる。

「医薬品・医薬部外品等」は、食品表示法上、食品に該当しないため、軽減税率の対象とはならない。

通常、食品や飲料を販売する際の容器や包装材料に関する取扱いについて、例えばペットボトルに入ったお茶を販売する際に使用されるペットボトルなど、その販売に付帯して通常必要な容器や包装材料であれば容器や包装材料を含めたところで「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となる。

なお、贈答用のラッピングなど包装材料等について、別途対価を定めているような場合の容器や包装材料の譲渡は「飲食料品の譲渡」に該当しないため、軽減税率の対象にならない。

よくある質問として、ペットボトルのお茶について、販売者が販売する際は「お茶」全体が軽減税率の対象となるため、製造者が行う容器としてのペットボトルの仕入れも、軽減税率の対象となるのかというものがあるが、消費税は取引課税で、「売り」と「仕入れ」は別の取引であり、適用税率の判定も別となる。

ペットボトルの仕入れは、包装材料等の販売者が行う容器そのものの販売になり、軽減税率の対象とはならず、標準税率10%が適用される。

一体資産については、軽減税率の対象となるものと、標準税率10%が適用されるものがある。

一体資産とは、おもちゃ付きのお菓子のほか、通常必要のない容器包装等、例えば、容器が食器や装飾品として利用できるガラス食器等に食品を入れて販売するようなもので、これに一の商品として価格を提示している場合の商品が、一体資産に該当する。

この一体資産は、一つの税率が適用され、原則として標準税率10%が適用されるが、一定の要件を満たすもの、具体的には、①「税抜価額が1万円以下」かつ、②「食品の価額の占める割合が3分の2以上」の場合は、全体が飲食料品として軽減税率の対象となる。

軽減税率の対象とされない「外食・ケータリング等」について、「外食」とは、「飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供」をいい、典型的な例としては、レストランやフードコートでの食事の提供が該当する。

ただし、飲食店業等が行うものであっても、いわゆるテイクアウト(持ち帰り)は、単なる飲食料品の譲渡であ

り、軽減税率の対象となる。

また、「外食」か「テイクアウト」かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定する。

大半の飲食料品が持ち帰りであることを前提として営業している店舗の場合、全ての顧客に店内飲食か持ち帰りを質問することを必要とするものではなく、例えば、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」などの文言を記載した看板等をレジ付近にて掲示して意思確認を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行っても問題はない。

「ケータリング等」とは「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」をいい、典型的な例としては、企業が会議室でパーティーを行う場合に、その会場で料理を加熱、配膳し、提供するような事例が該当する。

なお、出前・宅配等、単に飲食料品を届けるだけのものは、軽減税率の対象である。

3. 帳簿及び請求書等の記載と保存(区分記載請求書等保存方式)

平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間の「仕入税額控除の要件」については、区分経理に対応した「帳簿」及び「区分記載請求書等」の保存が必要となる。

帳簿の記載事項は、現行制度では、①「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」、②「取引年月日」、③「取引の内容」、④「対価の額」で、区分記載請求書等保存方式では、現行制度の記載事項①～④欄に加え、⑤「軽減税率の対象品目である旨」を追加して記載することとなる。

請求書等の記載事項は、現行制度では、①「請求書発行者の氏名又は名称」、②「取引年月日」、③「取引の内容」、④「対価の額」、⑤「請求書受領者の氏名又は名称(小売業、飲食店業等不特定多数の者と取引する事業者は記載を省略できる。)」で、区分記載請求書等保存方式では、現行制度の記載事項①～⑤に加え、⑥「軽減税率の対象品目である旨」、⑦「税率ごとに合計した税込対価の額」の2点を追加して記載することとなる。

なお、仕入先から交付された請求書等に、⑥「軽減税率の対象品目である旨」や⑦「税率ごとに合計した税込対価の額」の記載がない時は、そのままでは仕入税額控除ができないことから、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引に基づき追記することができる。

具体的な帳簿及び区分記載請求書等の記載例について、請求書は、追加項目の1点目、「軽減税率の対象品目である旨」の記載について、軽減対象の飲食料品には、

「※」を付し、請求書の下余白等に「※は軽減税率対象品目」など、その記号が「軽減税率の対象品目である旨」を表記する。

この他、違う記号「☆(ほし印)」などで「軽減税率の対象品目である旨」を表記することもでき、その場合は、その記号が軽減税率の対象品目を示すことを明らかにしておく必要がある。

「軽減税率の対象品目である旨」の記載に関しては、この他に、「同一請求書内で、商品を税率ごとに区分して記載する方法」や「税率ごとに請求書を分けて発行する方法」もある。

請求書の追加項目の2点目、「税率ごとに合計した税込み対価の額」については、税率ごとに区分して税額計算が必要となるため、記載が必要となる。

なお、請求書には、個々の商品名の記載が必要となるが、中小規模の小売店等で使用されているような多数の商品登録が行えないレジにより発行されるレシートへの商品名の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど(割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品)、その取引が課税資産の譲渡等であり、かつ、軽減税率が適用される取引か否かが判別できる程度の記載があれば問題はない。

帳簿は、軽減税率対象品目の売上げ、仕入れには、「軽減税率の対象品目である旨」の記載が必要となる。

「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、請求書と同様に、軽減税率の対象を示す記号などを記載する方法があり、この他に、税率区分欄を設けて、税率を記載することや、税率コードを記載する方法もある。

4. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の導入

平成35年10月1日以降は、「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」(※以下「インボイス制度」という)が導入され、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となる。

仕入税額控除の方式は、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間は「区分記載請求書等保存方式」、平成35年10月1日からは、「インボイス制度」が導入される。つまり2段階に渡って請求書等への記載事項が変更されることとなる。

「インボイス制度」の導入は、平成35年10月としばらく先だが、請求書の様式の変更などに伴うシステムの改修等は、コストも時間もかかるため、「区分記載請求書等保存方式」への対応と「インボイス制度」への対応と2段階に分けて行うのではなく、インボイス制度への対応を見据えて一度にまとめて行い、二重投資を避けるなど、自社の事業計画と照らし合わせながら、対応について検討いただきたい。

インボイス制度のポイントは、全部で3つ。



1つ目のポイントは、平成 35 年 10 月 1 日以降は、「区分記載請求書等」の保存に代えて、「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となる。

つまり、買手は、売手から「適格請求書」を受け取って保存しなければ、仕入税額控除を行うことはできない。「適格請求書」とは、売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいう。

ポイントの 2 つ目は、「適格請求書発行事業者登録制度」について。

仕入税額控除の要件となる適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られ、適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があり、消費税の課税事業者でなければ、登録を受けることはできない。

適格請求書発行事業者の登録後は、税務署から「登録番号」等が通知され、通知される登録番号は、法人は、アルファベットの大文字Tと法人番号で、個人は、アルファベットの大文字Tと、13桁の数字（この13桁の数字は個人番号とは別の数字）になる。

登録申請のスケジュールは、インボイス制度は、平成 35 年 10 月 1 日から導入されるが、登録申請書は、その 2 年前の平成 33 年 10 月 1 日から提出可能である。

なお、インボイス方式導入初日である平成 35 年 10 月 1 日から登録を受けるためには、原則として、その 6 か月前の平成 35 年 3 月 31 日までに登録申請書を提出する必要がある。

注意点として、税務署の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、登録を取り消さない限り、消費税の納税義務が免除されない。

ポイントの 3 つ目は、請求書等の記載事項。

適格請求書の記載事項は、①「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」、②「取引年月日」、③「取引内容（軽減税率の対象品目である旨）」、④「税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率」、⑤「消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）」、⑥「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」で、「区分記載請求書」から追加されるのは、①のうち登録番号、④のうち適用税率、⑤の消費税額等である。

請求書等への記載事項は、平成 31 年 10 月からの「区分記載請求書等保存方式」においては、「軽減税率の対象品目である旨」、「税率ごとに合計した税込対価の額」の記載が必要となり、インボイス制度では、それに加え、

「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載が必要となる。

5. 軽減税率対策補助金

軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度が、中小企業庁により設けられている。申請期限に注意し、活用を検討いただきたい。

なお、この補助金に関する問合せは、「軽減税率対策補助金事務局」のホームページ、又は専用ダイヤル（0570-081-222）【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）に問い合わせいただきたい。

6. 軽減税率制度に関するお問合せ先

インボイス制度を含む軽減税率制度に関する問い合わせについては、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」の専用ダイヤルがあるので活用いただきたい。（専門ダイヤル:0570-030-456【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く））



◇ 例 会 変 更 ◇

高知南RC	2月21日	夜間例会(阪)	高知西RC	2月22日	夜間例会(三)
高知北RC	2月25日	炉辺夜間例会(三)	高知RC	2月26日	創立夜間例会(三)
高知北RC	3月11日	ロータリー休日(三)	高知中央RC	3月14日	職場例会(城)
高知RC	3月19日	ロータリー休日(三)	高知ロイヤルRC	3月19日	花見例会に振替(旭)
高知北RC	3月25日→24日	家族合同野外例会(三)	高知ロイヤルRC	3月26日	お泊り例会に振替(旭)
高知東RC	3月27日	花見夜間例会(阪)	高知南RC	3月28日	花見例会(阪)
高知西RC	3月29日	ロータリー休日(三)			

※例会場ホテル：(三)…三翠園 (城)…城西館 (阪)…ザクラウンパレス新阪急高知 (旭)…ホテル日航高知旭ロイヤル

 **ニコニコ箱**

- 横田 英毅 } 本日は、愛知県半田RCから小栗会員にご来訪いただきありがとうございました。中村会員も国際交流の
 中島 和代 } 留学生の方との交流で、新しい発見があったとのことでした。当会会員の皆さまも、いつもとは違うロータリークラブに訪問する機会を生かして、様々な発見や刺激を体験なさったら、楽しいのではないかと思います。
- 笠井 勇治 } 2月は結婚記念日とお知らせいただきありがとうございます。今日がその日でした。ありがとうございます。
 西山 俊彦 } 昭和7年、申年生まれで、平成2年2月に申木会(シンボク会)を発会し、毎月例会を続け、今年2月6日の例会で348回を重ね、29年となり、合同で米寿を祝い終焉しました。長生きの感謝の気持ちです。
- 杉本芙美子 } 夫・延一(シンイチ)の誕生日、お花の手配ありがとうございました。
 安藤 一臣 } 先週は誕生日を祝っていただきありがとうございました。



◇ 出 席 率 ◇

	総数	出席	欠席	メイクアップ	出席率
2月12日	(-5)92	61	17	9	80.46
1月29日	(-10)92	46	7	29	91.46

● 累計額 [2月12日現在]

ニコニコ箱	720,000円	ロータリー <small>さんさん</small> 燦燦基金	277,499円	ポリオ募金	329,000円
-------	----------	--------------------------------	----------	-------	----------

■ 次週のプログラム [2月26日]

ロータリー創立夜間例会

◆ 3月5日のプログラム

ゲストスピーチ

高知県働き方改革推進支援センター
 田村 豊氏 「働き方改革関連法について」

創 立 昭和12年10月
 例 会 日 火曜日 12:30~13:30
 例 会 場 三翠園ホテル TEL(822)0131
 事 務 局 高知市本町3丁目2-15 高知新聞放送会館1階
 TEL(824)8660 FAX(824)2529
 E-mail shinairc@joy.ocn.ne.jp
 HPアドレス http://www.221.ne.jp/kochirc/